

議 第 2 号

転作した畑作農業者が意欲を持って営農を
継続するための支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、転作を促すために導入した水田活用の直接支払交付金の要件を一昨年度に厳格化し、5年間に一度も水張りをしない農地を水田とみなさず、交付対象外とするように制度を見直した。交付金を頼りに畑作物の生産を始めた農業者は、資金繰りに困難を抱えることとなり、さりとて「八十八工程」が必要ともいわれる米作の再開は、費用及び労力面で困難である。

こうした中、物価高騰による生産費用の上昇、担い手不足、高齢化の進行等が厳しい経営環境に拍車をかけており、農業者が営農意欲を持って農地を維持できるよう、新たな農業経営支援策が求められている。

特に県内ではそばに転作される事例も多く、中山間地域を中心に生産が行われている。地域特産農作物として、また、観光資源としても重要なそば等の栽培を継続することで、地域活性化につなげていくための新たな施策も必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、転作した農業者が意欲を持って営農を継続するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 農地の集約化によって生産性の向上が図られるそば等の土地利用型作物の生産において、農業者が所得を確保し、また、意欲を維持できるよう、農業の維持継続を主体とした新たな支援措置を講ずること。
- 2 転作品目を地域特産農作物として活用している地域の実情を捉え、そば等の地域振興に有効な作物の生産及び供給を継続し、地域の更なる活性化に資する新たな施策を検討すること。